

学校における事件・事故等発生時の報告について

学校等において、下記の事件・事故等が発生した場合は、山口県教育庁学校安全・体育課宛て、速やかに報告をお願いします。（市町立学校は関係教育委員会経由）

以下の報告の対象であるかどうかに関わらず、警察と連携した事案（連携予定の事案）、報道の可能性のある事案は、電話で概要を説明し、速やかに「速報様式」により報告してください。

1 報告の対象となる事件・事故等

学校安全管理班 学校安全関係

【「速報様式」による報告】

(1) 事件・事故

- 学校管理下^{※1}における事件・事故
 - ア 頭頸部の負傷を伴うもの
 - イ 交通事故
 - ウ 救急搬送されたもの
 - エ 2週間以上の通院（入院）を要する負傷や疾病を伴うもの
 - オ 学校設備の老朽化・点検不備により発生したもの
 - カ 身体の欠損（歯^{※2}を含む）、身体機能の喪失を伴うもの
- 学校管理外における事件・事故
 - ア 30日以上通院（入院）を要する負傷や疾病を伴うもの

※1 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に該当するものをいう。

【登下校中、学校行事や課外指導、部活動、学校寄宿舎にある場合、学校寄宿舎と住居との合理的な経路による往復を含む】

※2 永久歯が喪失した場合をいう。

(2) 不審者等による被害

声かけやつきまとい、盗撮等

(3) 器物損壊を伴う施設・設備の被害（爆破等の予告を含む）

(4) 備品類等の盗難・紛失

薬品・毒劇物の盗難・紛失

(5) 正当な理由のない連続欠席（被害のおそれ）

負傷や疾病などの正当な理由がない連続7日間の欠席で、対面での当該児童生徒の状況確認ができていない場合

【「速報様式」による報告及び「事故報告」（国：様式）による報告】

(1) 死亡事故

(2) 意識不明など命に関わる重篤な事故

学校安全管理班 生徒指導関係

【「速報様式」による報告】

(1) SNS、インターネットでのトラブル

(2) 虐待（疑いを含む）

(3) 性被害・加害

(4) 盗撮

(5) 家出

(6) 恐喝

(7) 暴力（器物破損を含む）

(8) 窃盗（学校内外を問わない）

(9) 悪質な行為（公共物の損壊、列車妨害等）

(10) 自殺企図・予告・ほのめかし等

(11) その他

（暴走行為、オーバードーズ等薬物乱用、その他危険行為等、学校において生徒指導上重要と判断されるもの）

【「速報様式」による報告及び「児童生徒の事件等報告」（国：様式）による報告】

(1) 自殺・自殺未遂

(2) 児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪うなど、重大な犯罪又は触法行為（殺人、強盗、詐欺、不同意わいせつ等、学校内外を問わない）

【（県立学校）「いじめ速報様式」による報告】

※ いじめの疑いが発生した場合、いじめ対策委員会を開催後、いじめの認否を明らかにして速やかに報告

こども元気づくり班関係

- (1) 学校管理下において、**アレルギー疾患**で医療機関を受診した場合
「アレルギー疾患緊急時対応報告書(様式1)」は、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に掲載
- (2) **感染症・食中毒(疑いも含む)**が発生した場合
「報告様式1」「報告様式2」は、こども元気づくり班が毎年配付
- (3) 学校給食において、**異物混入**があった場合
「報告様式3」は、こども元気づくり班が毎年配付

事件・事故発生

市町立学校

県立学校

市町教育委員会

教育庁学校安全・体育課

学校安全管理班

こども元気づくり班

学校安全担当

TEL 083-933-4673

生徒指導担当

TEL 083-933-4680

担当

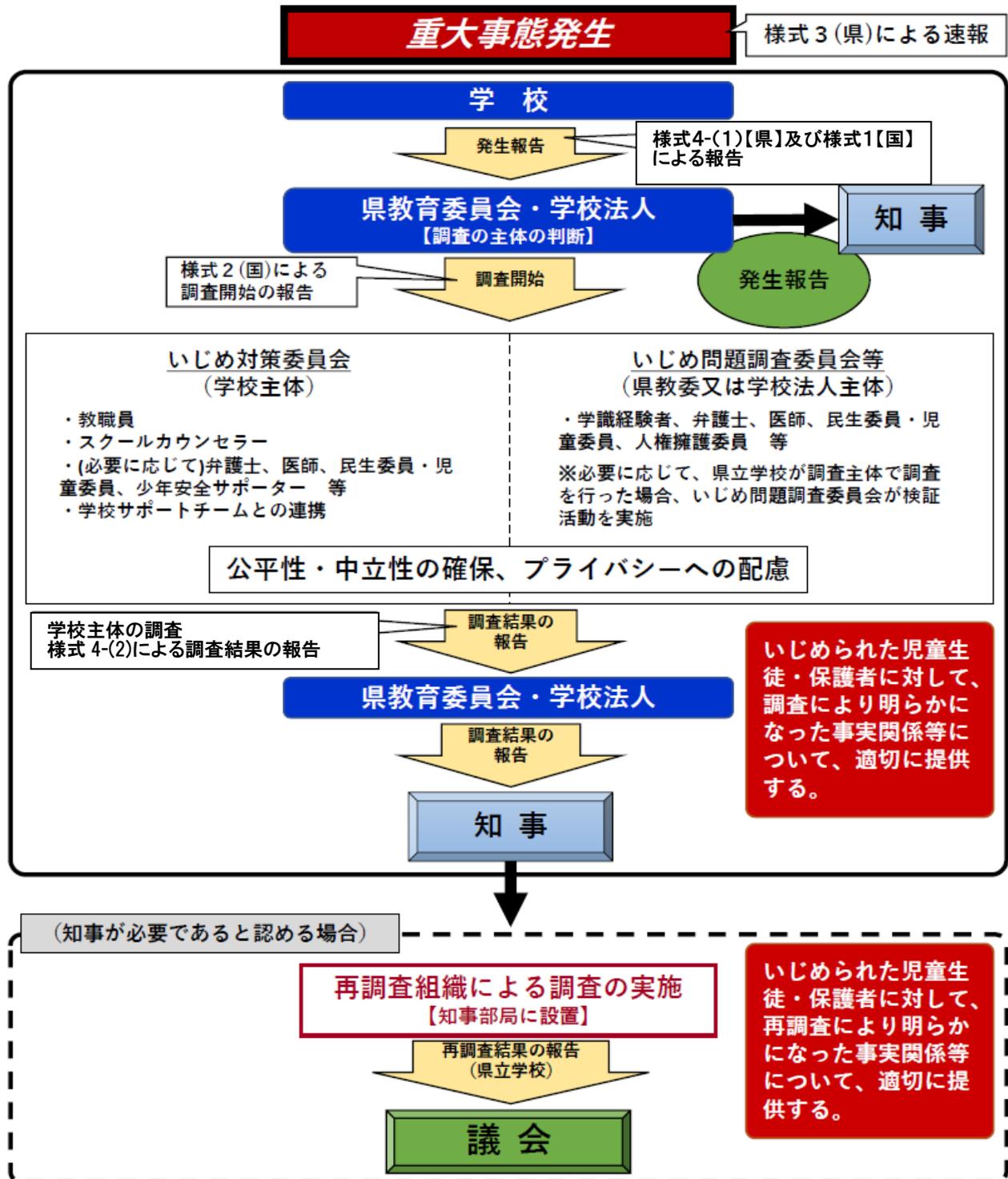
TEL 083-933-4685

FAX 083-922-8737

緊急連絡携帯電話（24時間体制）

090-4894-2786

○ 重大事態発生時の調査等のフロー



※ 重大事態に至る恐れが生じた段階で必ず報告すること。

※ いじめの重大事態の定義

- ① 生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの
- ② 相当の期間(30日を目安)、欠席を余儀なくされている疑いがあるもの

◆ 児童生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、学校が「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態として調査・報告する。